

2 2 4 号建物温水ヒータ部品交換役務

工 事 名 称	2 2 4 号建物温水ヒータ部品交換役務	図 面 番 号	1 / 5
図 面 名 称	表 紙	仕 様 書 番 号	
		管 - 9 5	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊			令和 8 年 9 月 1 4 日

仕 様 書

1 件 名 224号建物温水ヒータ部品交換役務

2 実施場所 茨城県土浦市右舩2410 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

3 概 要 ヒータコントローラ交換 1組
火炎検出器交換 1個
点検整備及び燃焼調整 1式

4 一般事項

- (1) 本仕様書は陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地で実施する「224号建物温水ヒータ部品交換役務」に関する事項を規定する。
- (2) 本役務は、本仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書及び改修標準仕様書（現行版）に準拠する。
- (3) 本仕様書の内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。
- (4) 本役務の実施に関し十分な知識、経験及び技術を有するものとし、かつ作業を完全に遂行できるものとする。
- (5) 本役務で使用する材料は仕様書に定める品質及び性能を有する新品とすることし、監督官の検査を受け合格したものを使用すること。
- (6) 提出書類等は監督官の指示に従い遅滞なく速やかに提出すること。
- (7) 本仕様書に記載及び監督官の指示がなくとも技術上当然なすべき事項は、受注者の責任において実施すること。
- (8) 本役務の実施に伴い施設等に損傷を与えた場合は遅滞なく監督官に報告するとともに監督官の指示に従い、受注者の責任において現状に復旧すること。
- (9) 作業現場は、常に整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努めるとともに駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し役務を実施するうえで必要かつ適切な措置を行うこと。
- (10) 作業写真は、着手前、中、後及び隠蔽となる部分のほか、監督官の指示する箇所とし、A4サイズの用紙にL版に整理のうえ監督官に提出すること。
- (11) 本役務で発生する発生材のうち金属類は発生材調書を2部監督官に提出するとともに、監督官の指示する場所に集積すること。その他は関係法令に基づき処分し、工期内に「マニフェストE票の写し」を監督官に提出すること。
- (12) 本役務の実施にあたり作業現場及び許可された場所以外の立ち入り、指定場所以外での喫煙は厳禁とする。

5 特記事項

(1) 共通事項

ア 交換部品を取り外す際は、丁寧に実施し他に損傷を与えないこと。

イ 作業中及び作業終了後、修理箇所以外で異常が発生した場合速やかに監督官に報告するとともに、その箇所の写真撮影及び処置方法を報告書にまとめ、見積書とともに提出すること。

(2) 修理機器諸元

機器	製造所・型式	備考
温水ヒータ	RMO-F 2 1 5 A-2 5-N-H #RM4 7 5 1	
バーナー	OP-F 2 5 A-H #5 1 0 1 3 0 1	

(3) 交換部品

機器	部品名称	数 量	備 考
現行形ヒータコントローラ	専用サーミスタ、改造部材含む BX-P 1 0 U 2 0	1 組	
火炎検出器	AFD 1 0 0 A 7 0 0	1 個	

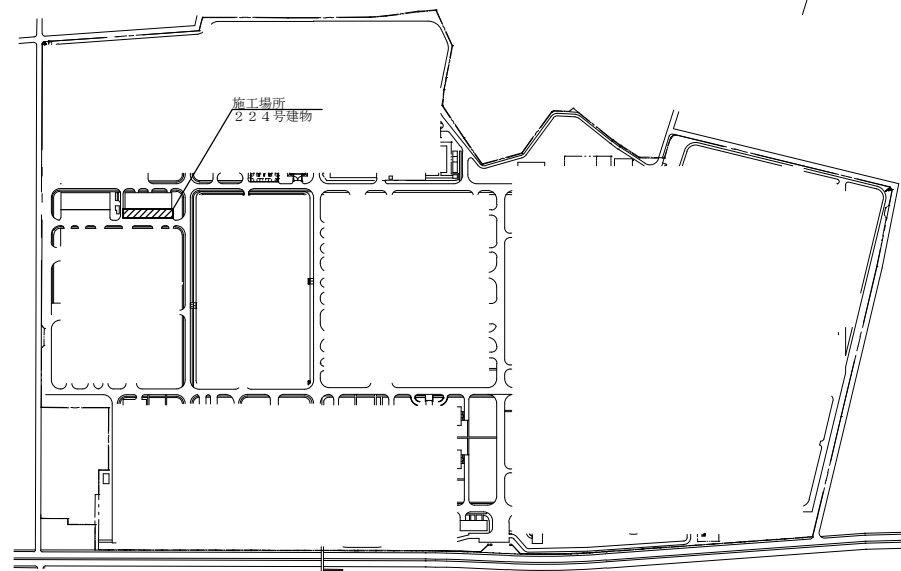
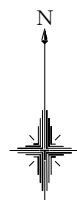
(4) 点検整備及び燃焼調整

部品交換完了後、点検整備及び燃焼調整作業を実施し、結果報告書（様式随意）を1部提出すること。

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地



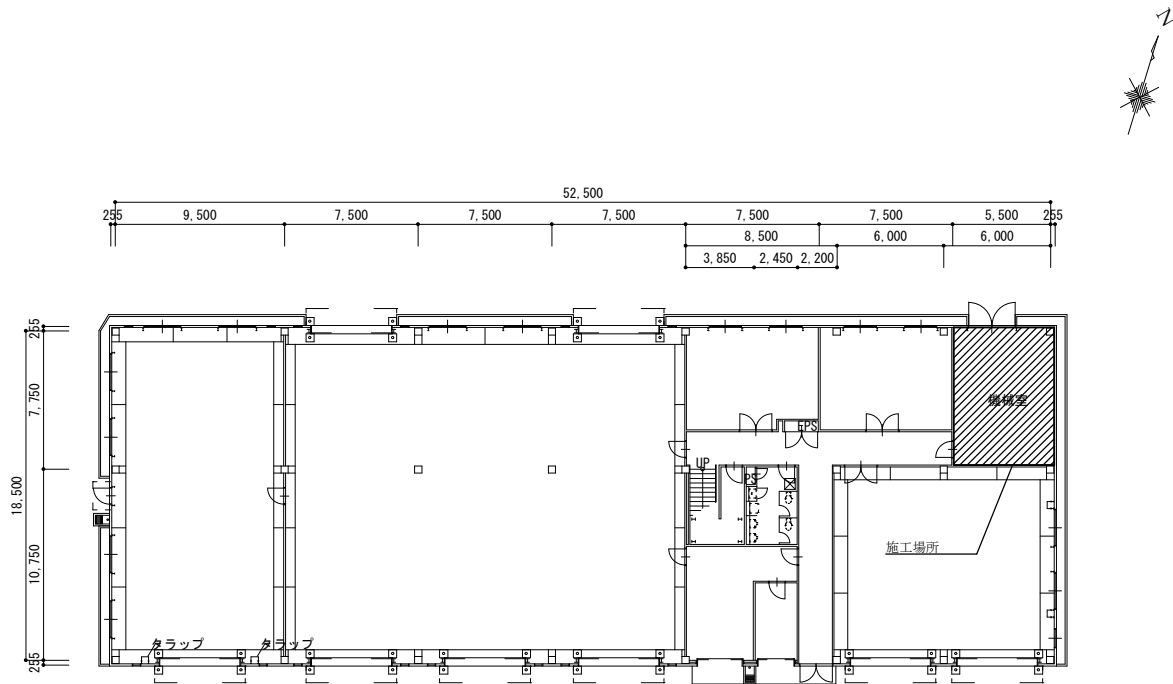
案内図 S = 1 : X



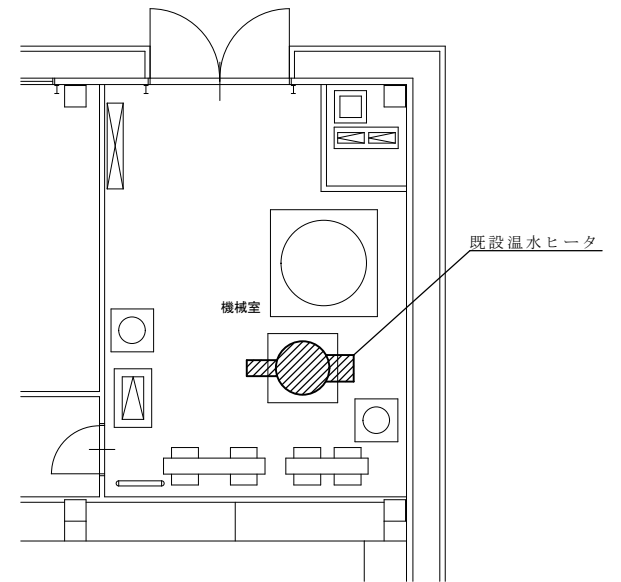
配置図 S = 1 : 6, 0 0 0



役 務 名 称	224号建物温水ヒータ部品交換役務	図面 番号	4 / 5
図 面 名 称	案内図・配置図	縮 尺 図 示	
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和8年9月14日	



平面図 S = 1 : 300



詳細図 S = 1 : 100

役務名称	224号建物温水ヒータ部品交換役務	図面番号	5 / 5
図面名称	平面図・詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊		令和8年9月14日	